

第5章 分野別の基本施策

環境分野1 地球環境

環境分野2 廃棄物

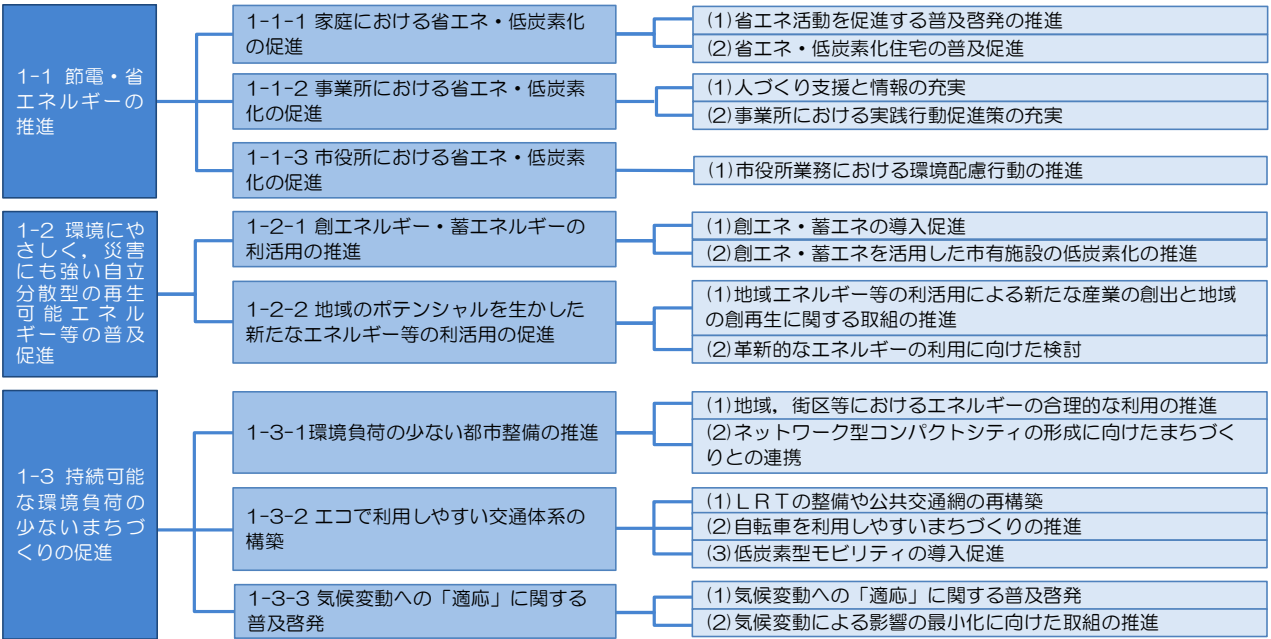
環境分野3 自然環境

環境分野4 生活環境

環境分野5 人づくり

環境分野1 地球環境

基本施策の体系



1-1 節電・省エネルギーの推進

1-1-1 家庭における省エネ・低炭素化の促進

市民や低炭素化の必要性について普及啓発し，自ら率先して行動できる市民等を増やすとともに，環境配慮型住宅の普及を図り，家庭部門の低炭素化を促進します

【基本指標】 一世帯当たりのCO₂ 排出量（年）

現状値 7.5 t-CO₂ （平成 26 年度）

↓

目標値 6.4 t-CO₂ （平成 32 年度）

- (1) 省エネ活動を促進する普及啓発の推進
 - ・ 民間企業等と連携した普及啓発の実施【重点】
 - ・ 市の広報媒体を活用した情報発信
- (2) 省エネ・低炭素化住宅の普及促進
 - 〔新〕 家庭における創エネ・蓄エネ導入支援制度の実施【重点】
 - ・ 民間企業と連携した普及啓発の実施（再掲）【重点】
 - 〔拡〕 省エネ促進等住宅改修支援事業の実施

1-1-2 事業所における省エネ・低炭素化の促進

低炭素化の必要性や経費削減面における有効性について普及啓発するとともに，省エネ等に資する設備投資等を支援することで，環境に配慮した企業活動の拡大を図り，事業所の低炭素化を促進します。

【基本指標】 省エネセミナーに参加した事業者数（累計）

現状値 83 事業所 （平成 26 年度）

↓

目標値 250 事業所 （平成 32 年度）

- (1) 人づくり支援と情報の充実
 - ・ 省エネ等相談支援事業の実施【重点】
 - ・ 省エネセミナーやガイドブックなど活用した情報提供の充実

(2) 事業所における実践行動促進策の充実

- ・ 中小企業におけるエネルギーマネジメント機器の導入促進
- ・ グリーン物流の普及啓発
- ・ アイドリングストップの普及拡大
- ・ 代替フロン及びノンフロンの普及啓発及び利用促進
- ・ 融資制度等による環境保全対策の支援

1-1-3 市役所における省エネ・低炭素化の促進

市役所自らが環境配慮行動に率先して取り組み、その効果等を公表することで、市域における環境配慮行動の拡大を図ります。

【基本指標】市有施設におけるCO₂削減量（年）

現状値	111,610 t-CO ₂
	↓
目標値	94,700 t-CO ₂

(1) 市役所業務における環境配慮行動の推進

【新】市役所におけるエコオフィス活動の推進【重点】

〔拡〕省エネ機器・設備・エネルギー制御システム等の導入【重点】

〔拡〕特定規模電気事業者（PPS）等を活用した調達改善やエネルギー融通の推進

【重点】

1-2 環境にやさしく，災害にも強い自立分散型の再生可能エネルギー等の普及促進

1-2-1 創エネルギー・蓄エネルギーの利活用の推進

家庭等での太陽光発電システムや蓄電池の導入を推進し，分散電源を普及拡大することで，都市の低炭素化を促進します。

また，市有施設においては，地区市民センター等の地域拠点における低炭素化を促進するとともに，災害時には非常用電源としても活用できる太陽光発電システムや蓄電池の設置を推進します。

【基本指標】太陽光発電設備導入世帯数（累計）

現状値	12,710 世帯	（平成 26 年度）
	↓	
目標値	19,000 世帯	（平成 32 年度）

（1）創エネ・蓄エネの導入促進

【新】家庭における創エネ・蓄エネ導入支援制度の実施（再掲）【重点】

【新】中小企業における創エネ・蓄エネの普及促進

（2）創エネ・蓄エネを活用した市有施設の低炭素化の推進

- ・ 地域防災拠点施設における創エネ・蓄エネ設備の導入推進【重点】
- ・ 太陽光発電向け市有財産貸出事業の実施

1-2-2 地域のポテンシャルを生かした新たなエネルギー等の利活用の促進

地域に賦存する多様なエネルギーの活用を図り，新たな産業の創出・地域活性化を図ります。

また，水素等の先端環境技術（P90 コラム参照）など，持続可能な社会の実現に向けたエネルギー利用のあり方やその方策について調査研究します。

【基本指標】冷熱エネルギーを活用した事業への参入者数（累計）

現状値	0 事業者	（平成 26 年度）
	↓	
目標値	3 事業者	（平成 32 年度）

(1) 地域エネルギー等の利活用による新たな産業の創出と地域の創再生に関する取組の推進

〔拡〕 大谷地域に賦存する冷熱エネルギーを活かした活性化策の実施【重点】

- ・ 地域の再生可能エネルギー等を活用した環境負荷の低減とまちの活性化【重点】
- ・ 地域ポテンシャルを活かした低炭素型農業等の普及

(2) 革新的なエネルギーの利用に向けた検討

〔新〕 水素等の先端環境技術の活用に向けた調査研究【重点】

- ・ 太陽光発電等を活用した水素製造に係る調査研究

1-3 持続可能な環境負荷の少ないまちづくりの促進

1-3-1 環境負荷の少ない都市整備の推進

地域や街区など、一定の規模でエネルギーを利用するシステムの導入を検討し、面的な省エネルギー化を目指します。

また、ネットワーク型コンパクトシティの形成に向けて、都市機能の誘導・集約を進めながら、低環境負荷型のまちづくりを推進します。

【基本指標】 特定規模電気事業者（PPS）等を活用した
市有施設数（累計）

現状値	104 施設	（平成 26 年度）
	↓	
目標値	110 施設	（平成 32 年度）

(1) 地域、街区等におけるエネルギーの合理的な利用の推進

〔拡〕 駅東口地区整備事業におけるエネルギーの合理的な活用手法の検討【重点】

〔拡〕 特定規模電気事業者（PPS）等を活用した調達改善（P86 コラム参照）やエネルギー融通の推進（再掲）【重点】

- ・ 地域拠点や産業拠点におけるエネルギーの相互利用の推進【重点】

(2) ネットワーク型コンパクトシティの形成に向けたまちづくりとの連携

- ・ 環境負荷の少ないまちづくりに向けた集約型都市構造の推進
- ・ 創エネ・蓄エネを活用したスマート住宅街区の普及に向けた検討
- ・ 都市機能等の適正な立地誘導に向けた「立地適正化計画」の策定

1-3-2 エコで利用しやすい交通体系の構築

自動車から自転車や公共交通等への利用転換を図り、環境負荷の低減を目指します。
また、電気自動車等が持つ蓄電池としての機能を活かすことにより、低環境負荷型
自動車を普及促進し、環境負荷の低減を図ります。

【基本指標】公共交通の年間利用者数（年）

現状値 32,849 千人（平成 26 年度）



目標値 40,589 千人（平成 29 年度※）

※平成 30 年度以降は、関連計画の状況を踏まえ再設定

（1）LRTの整備や公共交通網の再構築

〔拡〕ICカード導入による利便性向上策の実施【重点】

〔拡〕LRTの整備【重点】

- ・公共交通等のネットワーク化の強化

（2）自転車を利用しやすいまちづくりの推進

- ・自転車を利用しやすい空間の確保【重点】
- ・レンタサイクルの拡充
- ・自転車活用企業の支援

（3）低炭素型モビリティの導入促進

- ・蓄電機能を生かした電気自動車等の普及促進【重点】
- 〔拡〕電気自動車等のカーシェアリングの導入

1-3-3 気候変動への「適応」に関する普及啓発

情報提供や啓発等により、「適応」に関する正しい知識や理解を促します。
また、気候変動による健康等への影響を最小限化を目指した取組を推進します。

【基本指標】 「適応」をテーマとした出前講座等の啓発回数（年）

現状値 一回（平成26年度）



目標値 10回（平成32年度）

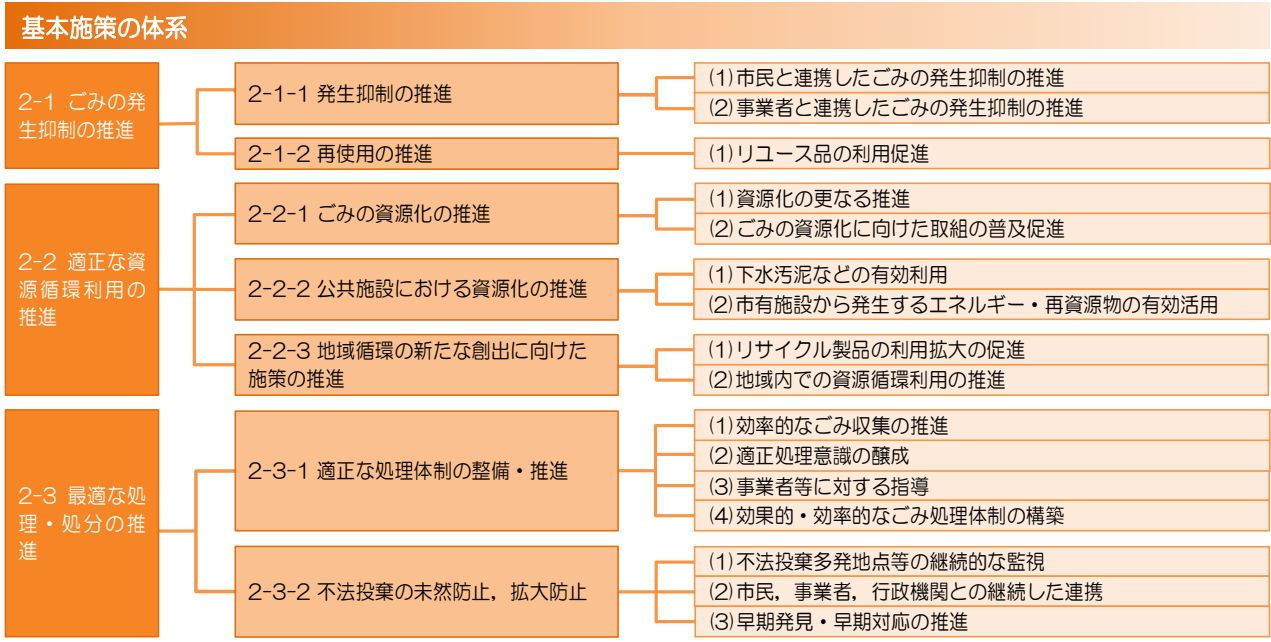
（1） 気候変動への「適応」に関する普及啓発

【新】 気候変動への「適応」に対する理解促進に向けた情報発信【重点】

（2） 気候変動による影響の最小化に向けた取組の推進

- ・ 局地的な集中豪雨等への対応
- ・ 熱中症対策の推進
- ・ デング熱等感染症への対応

環境分野 2 廃棄物



2-1 ごみの発生抑制の推進

2-1-1 発生抑制の推進

発生抑制に関する取組を強化することで、ごみの発生抑制を目指します。

【基本指標】 ごみ総排出量（年）

現状値 184,252 t （平成 26 年度）

↓

目標値 180,600 t （平成 32 年度）

（1）市民と連携したごみの発生抑制の推進

〔拡〕 もったいない生ごみ減量化の推進【重点】

- ・ リサイクル推進員活動支援の推進
- ・ 家庭系ごみの分別強化の推進

（2）事業者と連携したごみの発生抑制の推進

〔拡〕 もったいない生ごみ減量化の推進（再掲）【重点】

〔拡〕 事業系ごみの適正処理の徹底【重点】

- ・ エコショップ等の普及促進
- ・ 簡易包装の推進

2-1-2 再使用の推進

啓発や情報提供の機会を創出することで、再使用に対する意識定着を目指します。

【基本指標】 布類分別協力率（年）

現状値 16.7% （平成 26 年度）

↓

目標値 20.0% （平成 32 年度）

（1）リユース品の利用促進

- ・ リユース品の利用促進【重点】
- ・ 衣類再利用の推進【重点】
- ・ 粗大ごみの再生利用の推進

2-2 適正な資源循環利用の推進

2-2-1 ごみの資源化の推進

廃棄物のリサイクル等により、ごみの資源化を目指します。また、生ごみの資源化に向けた手法や新たな仕組み等を検討し、民間事業者等におけるごみの資源化に向けた取組の普及拡大を目指します。

【基本指標】 廃棄物系バイオマスの資源化量（年）

現状値	113 t	（平成 26 年度）
	↓	
目標値	1,500 t	（平成 32 年度）

（1）資源化の更なる推進

〔拡〕 剪定枝の資源化推進【重点】

- ・ 「プラスチック製容器包装」の資源化の推進
- ・ 廃食用油の資源化推進
- ・ 使用済小型家電の資源化推進

（2）ごみの資源化に向けた取組の普及促進

- ・ 市民・事業者主体によるごみ資源化の推進
- ・ リサイクル推進員活動支援の推進（再掲）
- ・ 資源物集団回収の推進

2-2-2 公共施設における資源化の推進

下水処理の過程で発生するメタンの有効活用など、公共施設における新たな環境保全事業を推進します。また、廃棄物処理過程で発生するエネルギー等の有効利用を推進します。

【基本指標】 脱水汚泥の再資源化率（年）

現状値	24.6%	（平成 26 年度）
	↓	
目標値	26.1%	（平成 32 年度）

- (1) 下水汚泥などの有効利用
 - ・ 下水汚泥の有効活用
 - ・ 川田水再生センターの消化ガスの利活用
 - ・ し尿等の下水道施設における一体処理の推進
- (2) 市有施設から発生するエネルギー・再資源物の有効活用
 - ・ 清掃工場における熱エネルギーの循環利用
 - ・ 溶融スラグの資源化の推進

2-2-3 地域循環の新たな創出に向けた施策の推進

リサイクル製品を積極的に利用することで、更なる資源循環を目指します。地域内での資源循環利用に向けた手法等を検討し、「適正で効率的な資源循環」、「地域特性を活用する資源循環」、「地域に活力をもたらす資源循環」の構築を目指します。

【基本指標】 リサイクル率（年）

現状値	18.2%	（平成 26 年度）
	↓	
目標値	22.9%	（平成 32 年度）

- (1) リサイクル製品の利用拡大の促進
 - ・ 地域でのリサイクル製品の利用促進
 - ・ 事業者のリサイクル製品の利用促進
- (2) 地域内での資源循環利用の推進
 - ・ 拠点回収事業の拡充【重点】
 - ・ 新たな資源循環利用の推進【重点】
 - ・ 太陽光発電パネルのリサイクルへの対応の検討

2-3 最適な処理・処分の推進

2-3-1 適正な処理体制の整備・推進

ごみの収集方法やごみ集積所における違反ごみへの対応策等を検討し、ごみの適正処理を推進します。ごみを正しく処理することの意識醸成を図り、ごみのないきれいなまちを目指します。

産業廃棄物の不正な排出を防ぐため立入検査を実施し、事業者におけるごみの適正処理を促進します。

【基本指標】 多量排出事業所に対する指導割合（年）

現状値	50%	（平成 26 年度）
	↓	
目標値	25%	（平成 32 年度）

（1）効率的なごみ収集の推進

〔拡〕 今後の社会環境の変化に対応した効率的・効果的なごみの収集運搬のあり方の検討【重点】

- ・ ごみステーションの維持管理への支援

（2）適正処理意識の醸成

- ・ ごみのないきれいなまちづくり事業の実施
- ・ 適正処理の意識醸成に関する啓発事業の実施
- ・ 適正な収集運搬体制の維持

（3）事業者等に対する指導

- ・ 廃棄物中間処理施設・最終処分場・事業所への立入調査の実施
- ・ 解体現場への立入調査の実施

（4）効果的・効率的なごみ処理体制の構築

- ・ 廃棄物分野における災害対応策の検討【重点】
- ・ 中間処理施設の整備
- ・ 最終処分場の整備

2-3-2 不法投棄の未然防止, 拡大防止

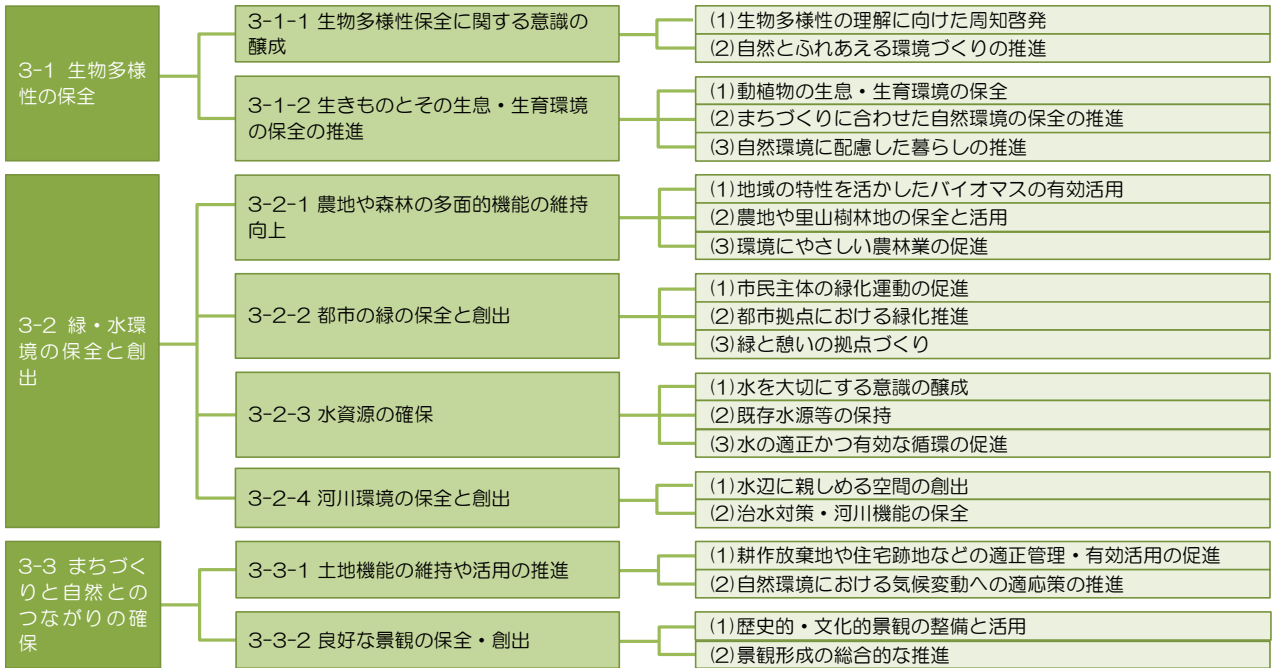
ごみ等の不法投棄防止に向けた取組を継続的に実施し, ごみのないきれいなまちを目指します。不法投棄の抑制に向けて市民・事業者・行政が連携し, 不法投棄のない, きれいなまちを目指します。不法投棄の早期発見・早期対応を推進し, 拡大の防止を図ります。

【基本指標】	不法投棄発生件数 (年)
現状値	420 件 (平成 26 年度)
	↓
目標値	250 件 (平成 32 年度)

- (1) 不法投棄多発地点等の継続的な監視
 - ・ 不法投棄監視パトロールの実施
 - ・ 監視カメラによる不法投棄監視の実施
- (2) 市民, 事業者, 行政機関との継続した連携
 - ・ 宇都宮市不法投棄未然防止連絡協議会の運営
 - ・ 地域住民による不法投棄監視活動の推進
- (3) 早期発見・早期対応の推進
 - ・ 不法投棄対応マニュアルに基づく早期対応・早期撤去の実施
 - ・ 土地の所有者等への不法投棄物の撤去指導

環境分野 3 自然環境

基本施策の体系



3-1 生物多様性の保全

3-1-1 生物多様性保全に関する意識の醸成

生物多様性の重要性について周知啓発するとともに、自然環境に触れる、体験するなど、自ら考えて活動する機会や場を提供することで、率先して生物多様性保全活動に取り組む市民を増やします。

【基本指標】 生物多様性保全の意識を持った 自然ふれあい活動の体験者数（年）		
現状値	1,997 人	（平成 26 年度）
	↓	
目標値	9,600 人	（平成 32 年度）

(1) 生物多様性の理解に向けた周知啓発

〔拡〕 環境学習センター等における環境学習機会の提供 【重点】

〔新〕 生物多様性に係る出前講座の実施

(2) 自然とふれあえる環境づくりの推進

〔拡〕 自然にふれあう機会の確保、提供 【重点】

- ・ 市の広報媒体を活用した情報発信（再掲）

3-1-2 生きものとその生息・生育環境の保全の推進

本市に生息する動植物が将来にわたり生息・生育できるよう環境の保全を図ります。また、ネットワーク型コンパクトシティ形成に向けた都市機能の誘導・集約に併せながら、河川や緑地等の一体的な保全を図り、動植物の生息・生育環境の保全・再生を目指します。

地産池消の推進等により、自然環境や資源の過度な利用を抑制し、将来にわたって自然の恵みを享受できる暮らしを目指します。

【基本指標】 外来種の影響に関する認知度（年）		
現状値	－%	（平成 27 年度）
	↓	
目標値	80%	（平成 32 年度）

(1) 動植物の生息・生育環境の保全

〔新〕 外来種に関する周知啓発【重点】

〔拡〕 生きものの生息・生育環境の保全【重点】

〔拡〕 自然環境保全地区等の巡視

- ・ 天然記念物の保全

(2) まちづくりに合わせた自然環境の保全の推進

- ・ 生物多様性保全事業の情報共有【重点】
- ・ まちづくりと合わせた河川・緑地等の一体的な保全と活用
- ・ 地域の再生可能エネルギー等を活用した環境負荷の低減とまちの活性化（再掲）
- ・ 里山・樹林地の管理・育成につながる連携強化
- ・ 自然環境保全対策に関するアドバイザー会議の開催

(3) 自然環境に配慮した暮らしの推進

〔拡〕 自然共生圏の形成に向けた調査・検討

- ・ リユース品の利用促進（再掲）
- ・ 地産地消の推進
- ・ 地域特性を活用したエコツーリズム等の検討・実施
- ・ 地域でのリサイクル製品の利用促進（再掲）

3-2 緑・水環境の保全と創出

3-2-1 農地や森林の多面的機能の維持向上

バイオマスの利活用を通じ、農業や森林の循環機能の維持増進や農村の振興を目指します。断続的に分布している里山樹林地とその周辺農地の一体的な保全や整備により、農地や森林の多面的な機能の維持向上を目指します。

また、省エネ促進や、化学肥料・農薬の使用削減等により、環境に配慮した持続的な農林業の促進を図ります。

【基本指標】 市内農地における環境保全活動カバー率（累計）

現状値 28.6% （平成26年度）

↓

目標値 60% （平成32年度）

- (1) 地域の特性を活かしたバイオマスの有効活用
 - ・ 農林資源を活用したバイオマスの推進【重点】
 - ・ 地域の再生可能エネルギー等を活用した環境負荷の低減とまちの活性化（再掲）
- (2) 農地や里山樹林地の保全と活用
 - 〔拡〕 郊外の山地や丘陵地などの森林の管理・保全【重点】
 - ・ 優良農地の確保・保全【重点】
 - ・ 森林施業の推進
 - ・ 農地・農業用水等の保全の推進
 - ・ 遊休農地等の有効利用の促進
- (3) 環境にやさしい農林業の促進
 - ・ 農村の自然環境・景観の保全
 - ・ 環境にやさしい営農活動の普及促進
 - ・ 省エネ技術等の導入促進
 - ・ 地産地消の推進（再掲）

3-2-2 都市の緑の保全と創出

緑の重要性について理解し、自ら率先して緑化行動できる市民を増やし、都市の緑の保全を図ります。

また、中心市街地に緑を増やし、農地や里山など土地の適正管理を図ることで、都市機能と自然が調和し、市民が身近に緑を感じることでできる拠点の形成を目指します。

【基本指標】 市民一人あたりの都市公園面積（累計）

現状値 10.66 m²/人 （平成 26 年度）

↓

目標値 13 m²/人 （平成 34 年度）

- (1) 市民主体の緑化運動の促進
 - ・ 里山・樹林地の管理・育成につながる産学官の連携強化
- (2) 都市拠点における緑化推進
 - 〔拡〕 中心市街地の緑化推進【重点】
 - 〔拡〕 自然にふれあう機会の確保、提供（再掲）【重点】
 - ・ 市街地の農地等の保全・活用
 - ・ 都市緑地の保全・活用

(3) 緑と憩いの拠点づくり

- ・ 身近な生活圏の公園整備
- ・ 拠点公園の整備・活用

3-2-3 水資源の確保

市民や事業者に水の大切さについて普及啓発等を行い、将来にわたってきれいな水を守ります。水道水等の水源を守り、安全・安心な生活環境の保全を目指します。

また、雨水の有効利用を推進し、水資源の保持と、下水道や河川等への雨水の集中的な流出を抑制します。

河川の適切な維持管理を促進し、河川の溢水被害の防止や河川機能の保全を図ります。

【基本指標】 雨水貯留設備の補助件数（累計）

現状値	311 基	（平成 26 年度）
	↓	
目標値	1,000 基	（平成 29 年度※）

※平成 30 年度以降は、関連計画の状況を踏まえ再設定

(1) 水を大切にすることを意識の醸成

- ・ 水循環に関する教育の推進
- ・ 上下水道に関する普及啓発

(2) 既存水源等の保持

- ・ 水質保全に関する要望活動の実施
- ・ 水源涵養活動・水質保全活動の協力依頼
- ・ 灌漑排水施設の整備等の推進

(3) 水の適正かつ有効な循環の促進

- ・ 建物における雨水浸透・貯留設備の普及促進
- ・ 道路における雨水浸透舗装の整備

3-2-4 河川環境の保全と創出

自然に触れる、体験するなど、水辺に親しめる空間を創出し、自ら考えて環境保全活動に取り組む市民を増やすとともに、河川環境を保全します。

【基本指標】 自然生態系などに配慮して整備している河川の整備率
(累計)

現状値 58.0% (平成 23 年度)



目標値 60.9% (平成 29 年度※)

※平成 30 年度以降は、関連計画の状況を踏まえ再設定

(1) 水辺に親しめる空間の創出

- ・ 周辺環境と調和した多自然川づくりの推進

(2) 治水対策・河川機能の保全

- ・ 河川整備の推進
- ・ 河川維持管理の実施

3-3 まちづくりと自然とのつながりの確保

3-3-1 土地機能の維持や活用の推進

荒れている住宅地や農地をいきかえらせる取組を支援し、土地の荒廃防止や有効活用を図ります。また、気候変動の影響による事象への理解促進を図ります。

【基本指標】 耕作放棄地面積 (累計)

現状値 53.2ha (平成 24 年度)



目標値 40.0ha (平成 29 年度※)

※平成 30 年度以降は、関連計画の状況を踏まえ再設定

(1) 耕作放棄地や住宅跡地などの適正管理・有効活用の促進

〔拡〕 空き家、空き地の安全対策の推進【重点】

- ・ 優良農地の確保・保全 (再掲)【重点】

(2) 自然環境における気候変動への適応策の推進

【新】気候変動への「適応」に対する理解促進（再掲）【重点】

- ・ 農地・農業用水等の保全の推進（再掲）

3-3-2 良好な景観の保全・創出

歴史的・文化的な景観の整備と活用を推進し、地域の歴史や文化に誇りと愛着を持つ市民を増やすとともに、貴重な遺産を後世に継承します。市民協働による景観づくりを推進することにより、きれいな街並みや景観を保全します。

【基本指標】景観形成重点地区等の指定数（累計）

現状値	6 地区	（平成 26 年度）
	↓	
目標値	8 地区	（平成 29 年度※）

※平成 30 年度以降は、関連計画の状況を踏まえ再設定

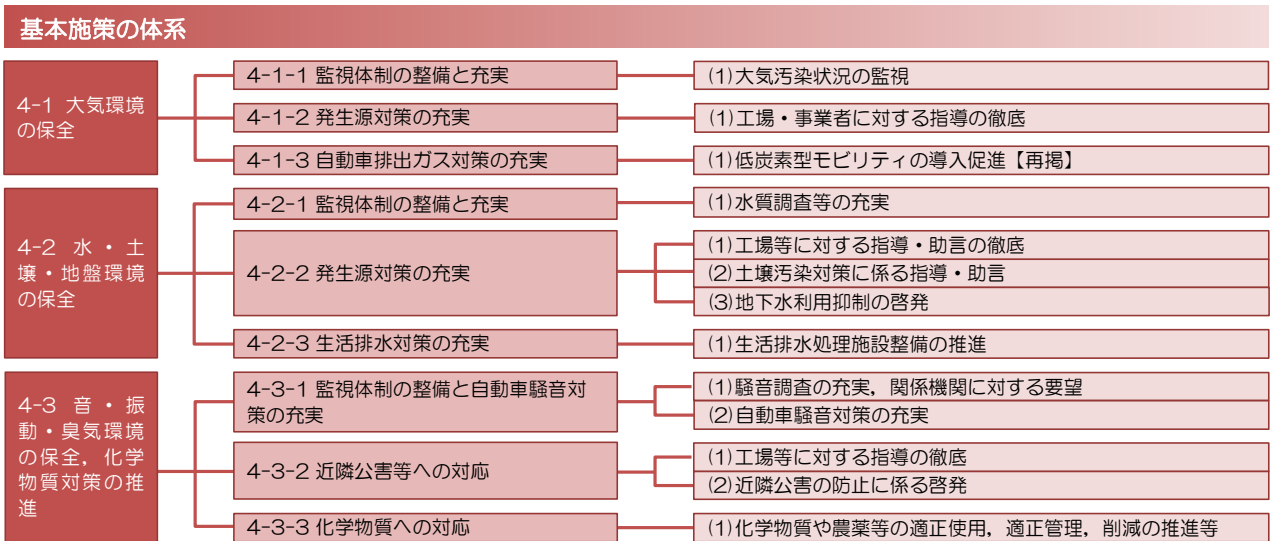
(1) 歴史的・文化的景観の整備と活用

- ・ 大谷の名勝・文化的景観保存整備事業の推進
- ・ 文化財の保存・活用

(2) 景観形成の総合的な推進

- ・ 景観計画を活用した景観づくりの推進
- ・ 景観に関する意識の啓発
- ・ 屋外広告物の規制誘導

環境分野4 生活環境



4-1 大気環境の保全

4-1-1 監視体制の整備と充実

大気汚染物質の排出削減や悪臭対策の実施，大気汚染の常時監視等により，良好な大気環境を保全します。

【基本指標】 光化学オキシダントの環境基準達成率（年）

現状値 89.9% （平成 26 年度）

↓

目標値 当該年度の全国平均以上 （平成 32 年度）

(1) 大気汚染状況の監視

- ・ 大気汚染の常時監視
- ・ 光化学スモッグ対策の推進
- ・ アスベスト対策の推進

4-1-2 発生源対策の充実

大気汚染物質を排出する事業者等への監視・指導を実施することで，良好な大気環境を保全します。

【基本指標】 工事・事業場における排出ガス基準超過件数（年）

現状値 1 件 （平成 26 年度）

↓

目標値 0 件 （平成 32 年度）

(1) 工場・事業者に対する指導の徹底

- ・ ばい煙等に対する指導
- ・ 揮発性有機化合物に関する啓発
- ・ 光化学スモッグ発令時の事業者協力要請

4-1-3 自動車排出ガス対策の充実

電気自動車等が持つ蓄電池としての機能など、新たな価値を活かすことにより、低環境負荷型自動車の普及促進を図り、自動車排出ガスによる環境負荷の低減を図ります。

【基本指標】電気自動車補助件数（累計）		
現状値	一件	（平成 26 年度）
	↓	
目標値	450 件	（平成 32 年度）

（1）低炭素型モビリティの導入促進【再掲】

【新】蓄電機能電気自動車等の普及促進（再掲）【重点】

- ・ 電気自動車等のカーシェアリングの導入検討（再掲）

4-2 水・土壌・地盤環境の保全

4-2-1 監視体制の整備と充実

水質汚濁物質の排出削減対策の実施や、河川等の常時監視等により、良好な水環境を保全します。

【基本指標】河川水の生物化学的酸素要求量に係る基準達成率（年）		
現状値	94%	（平成 26 年度）
	↓	
目標値	94%（現状維持）	（平成 32 年度）

（1）水質調査等の充実

- ・ 河川等水質調査の実施
- ・ 地下水水質調査の実施
- ・ 公共下水道等における生活排水の監視

4-2-2 発生源対策の充実

水質汚濁物質を排出する事業者等への監視・指導を実施することで、水環境の保全を推進します。同様に、土壌汚染物質を排出する事業者等への監視・指導を実施することで、土壌環境の保全を推進します。

事業者に地下水利用の抑制に関する啓発を実施し、地盤沈下を未然に防止します。

【基本指標】工場・事業場における排出基準超過件数（年）

現状値 1件 （平成26年度）

↓

目標値 0件 （平成32年度）

- (1) 工場等に対する指導・助言の徹底
 - ・ 排水水等に関する工場・事業場等への指導
 - ・ 水質事故未然防止に係る啓発の実施
- (2) 土壌汚染対策に係る指導・助言
 - ・ 土地の所有者等に対する指導・助言
 - ・ 有害物質使用事業場に対する指導の徹底
- (3) 地下水利用抑制の啓発
 - ・ 地下水揚水に関する啓発

4-2-3 生活排水対策の充実

公共用水域の水質汚濁を防止し、良好な生活環境の保全に努めます。

【基本指標】生活排水処理人口普及率（累計）

現状値 96.9% （平成26年度）

↓

目標値 98.9% （平成32年度）

- (1) 生活排水処理施設整備の推進
 - ・ 生活排水処理施設整備の推進

4-3 音・振動・臭気環境の保全，化学物質対策の推進

4-3-1 監視体制の整備と自動車騒音対策の充実

自動車，新幹線等の施設管理者への軽減要請に努め，良好な生活環境を保全します。
また，自動車騒音防止に向けた普及啓発等により，良好な生活環境を保全します。

【基本指標】 自動車騒音に係る環境基準達成率（年）

現状値 96.3% （平成 26 年度）

↓

目標値 当該年度の全国平均以上 （平成 32 年度）

（1）騒音調査の充実，関係機関に対する要望

- 自動車騒音，東北新幹線の騒音・振動，自衛隊航空機騒音に関わる調査と要望

（2）自動車騒音対策の充実

- アイドリングストップの普及拡大（再掲）

4-3-2 近隣公害等への対応

事業活動に伴う騒音・振動等について調査・指導等により，公害を防止し，良好な生活環境を保全します。

また，事業者近隣公害に関する意識醸成を促す啓発を実施し，良好な生活環境を保全します。

【基本指標】 公害等に係る苦情処理件数（年）

現状値 59 件 （平成 26 年度）

↓

目標値 現状より改善 （平成 32 年度）

（1）工場等に対する指導の徹底

- 騒音・振動・悪臭に関する工場・事業場等への指導

（2）近隣公害の防止に係る啓発

- 近隣公害の防止に係る啓発

4-3-3 化学物質への対応

事業所等からの有害化学物質の排出抑制の調査・指導等により、良好な生活環境を保全します。

【基本指標】 工場・事業場のダイオキシン類基準超過件数（年）

現状値 0件 （平成26年度）

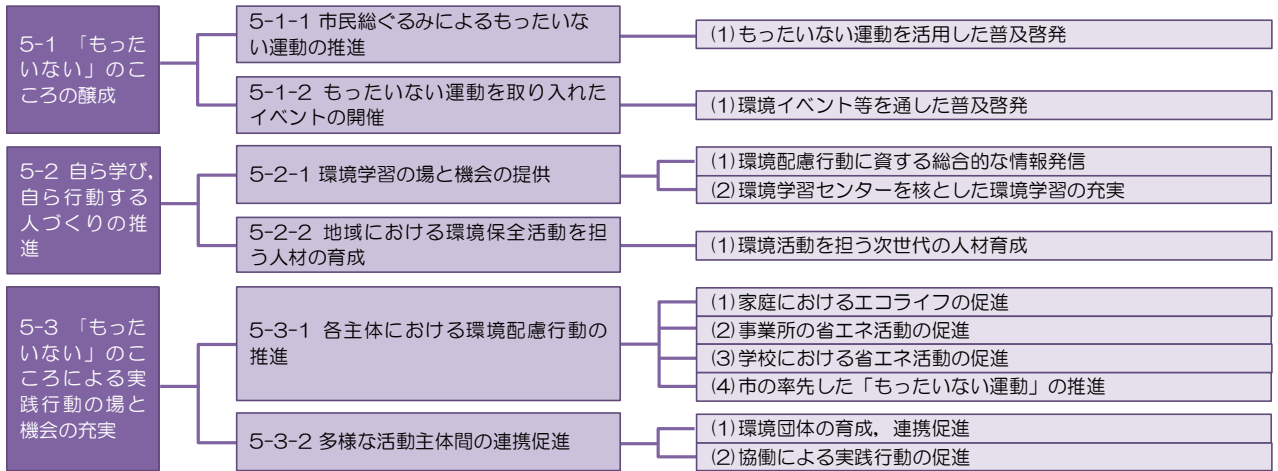
↓

目標値 0件 （平成32年度）

- (1) 化学物質や農薬等の適正使用，適正管理，削減の推進等
- ・ ダイオキシン類などの化学物質に係る調査及び工場・事業場への指導

環境分野5 人づくり

基本施策の体系



5-1 「もったいない」のこころの醸成

5-1-1 市民総ぐるみによるもったいない運動の推進

「もったいない」のこころを知り、「もったいない」について考えるきっかけとなるよう、多様な主体と連携しながら、もったいない運動の普及啓発を図ります。

【基本指標】 もったいない運動の普及啓発事業に参加した人数（年）

現状値 30,500人 （平成26年度）

↓

目標値 40,000人 （平成32年度）

(1) もったいない運動を活用した普及啓発

〔拡〕 もったいない運動の趣旨を取り入れた中高生向け出前講座の実施【重点】

- ・ もったいないフェア、コンクール、顕彰事業など普及啓発事業の実施

【重点】

5-1-2 もったいない運動を取り入れたイベントの開催

「もったいない」のこころによる実践活動をより身近なものとして意識してもらうため、気軽にもったいない運動に触れる機会を創出し、より多くの市民に対し、もったいない運動への参加の促進を図ります。

【基本指標】 もったいない運動を取り入れたイベントの割合（年）

現状値 100% （平成26年度）

↓

目標値 100% （平成32年度）

※来場者1万人以上のイベント

(1) 環境イベント等を通じた普及啓発

- ・ 環境月間に合わせた周知啓発（グリーンリボン等）
- ・ 「もったいないフェア」など環境配慮型イベントの実施
- ・ 民間企業等と連携した普及啓発の実施（再掲）

5-2 自ら学び、自ら行動する人づくりの推進

5-2-1 環境学習の場と機会の提供

環境問題を自らの課題として理解し、主体的な環境活動を実践することができるよう、効果的で入手しやすい情報発信や、幅広い年代に対する地域の環境問題に応じた学習機会の提供、幼児期における環境学習の充実を図ります。

【基本指標】 環境学習センター開催講座等への参加者数（年）

現状値	12,724 人	（平成 26 年度）
	↓	
目標値	13,500 人	（平成 32 年度）

- (1) 環境配慮行動に資する総合的な情報発信
 - ・ 携帯アプリ・SNS 等 ICT を活用した情報発信の推進【重点】
 - ・ 市民目線に立ったわかりやすい情報発信
- (2) 環境学習センターを核とした環境学習の充実
 - ・ 環境問題や地域特性を踏まえた環境学習講座の実施【重点】
 - ・ 教育機関と連携した環境教育の推進【重点】
 - ・ 自主サークルの活動支援
 - ・ 多様な機会を捉えた環境出前講座の実施

5-2-2 地域における環境保全活動を担う人材の育成

次代を担う子どもたちに対して環境保全活動の実践機会を提供し、「もったいない」のこころをもって地域の環境創造を担う人材の育成を図ります。

【基本指標】 「こどもエコクラブ」会員数（累計）

現状値	1,872 人	（平成 26 年度）
	↓	
目標値	3,000 人	（平成 32 年度）

- (1) 環境活動を担う次世代の人材育成
 - 〔拡〕「こどもエコクラブ」の育成【重点】
 - ・ 環境リーダー等の人材育成
 - ・ 森林ボランティアの育成
 - ・ みやの環境創造提案実践事業の実施

5-3 「もったいない」のこころによる実践行動の場と機会の充実

5-3-1 各主体における環境配慮行動の推進

家庭、事業所、学校における環境配慮行動を促進し、各主体における取組の拡大を図るとともに、市自ら率先して環境配慮行動を実践していくため、市の事務事業における「もったいない運動」に取り組みます。

【基本指標】 家庭版環境 ISO 認定制度認定家庭数（累計）

現状値 2,691 世帯 （平成 26 年度）

↓

目標値 5,000 世帯 （平成 32 年度）

(1) 家庭におけるエコライフの促進

- ・ 家庭版環境 ISO 認定制度の推進【重点】
- ・ マイMy（マイバッグ、マイ箸）運動の推進

(2) 事業所の省エネ活動の促進

- ・ 事業所版環境 ISO 認定制度の推進

(3) 学校における省エネ活動の促進

- ・ 学校版環境 ISO 認定制度の推進

(4) 市の率先した「もったいない運動」の推進

〔拡〕市の事務事業における「もったいない運動」の推進【重点】

- ・ グリーン調達推進方針に基づくグリーン購入の推進【重点】

5-3-2 多様な活動主体間の連携促進

環境団体に対する活動支援や情報発信を行い、地域における環境活動の活性化を図るとともに、多様な活動主体間をつなぎ、協働による環境活動を促進することにより、もったいない運動の環を広げます。

【基本指標】 環境学習センターの利用件数（年）

現状値 893 件 （平成 26 年度）

↓

目標値 970 件 （平成 32 年度）

(1) 環境団体の育成, 連携促進

- もったいない運動市民会議や環境行動フォーラムなど各種ネットワーク組織への活動支援【重点】
- 地域における環境保全活動に関する情報発信
- リサイクル推進員活動支援の推進（再掲）
- 環境団体相互の交流の促進

(2) 協働による実践行動の促進

- みやの環境創造提案実践事業の実施（再掲）
- J-クレジット制度を活用したみや CO2パイバイプロジェクトの実施
- 多様な主体を巻き込んだ環境活動の推進

～コラム～

水素エネルギーを活用した新たな環境技術

1) 水素エネルギーとはどんなもの？

平成26年、市場投入された「燃料電池車」により、近年、社会的に注目を集めているのが「水素エネルギー」です。

これまで水素は主に工業原料として用いられてきましたが、今、注目されている技術は、原料として水素を使用するのではなく、エネルギーとして利用することです。

水素をエネルギーとして利用する原理は、水素と酸素を反応させて電気を作り出すというものです。理科の実験などでも行われる「水の電気分解」の逆の原理です。この原理を活用したのが家庭用燃料電池（エネファーム）や燃料電池車（FCV）といったものになります。

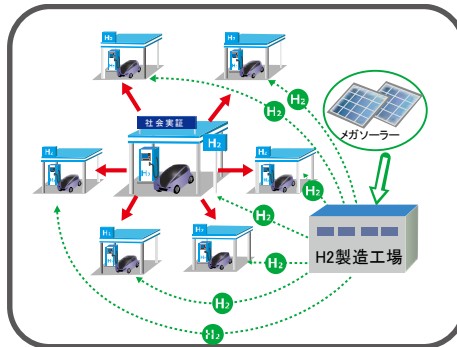
2) どんな良いことがあるの？

水素エネルギーが環境技術として注目されている最大の理由は、水素エネルギーの利用時には、CO₂や大気汚染物質を排出しないという特性にあります。また、従来のエネルギーと比べてエネルギーの利用効率が高く、省エネ効果も期待できます。水素はタンクに充填することで持ち運びすることも可能であり、送電ロスのようなことは生じません。

これまで水素の製造は大量の温室効果ガスを排出することがありましたが、再生可能エネルギー由来の電気を使用することで、製造時のCO₂排出を削減することができるようになり水素エネルギーが将来性のある環境技術としてより一層注目されています。

3) 宇都宮市はどうするの？

水素エネルギーの普及拡大にはインフラ・機器ともに多額の初期投資が必要となるなど、数多くの課題がありますが、市では、環境にやさしいだけでなく、新たな産業の創出などにも貢献すると期待されている水素エネルギーの普及拡大に向け、水素を使った先端環境技術活用に向けた調査研究を推進していきます。



再生可能エネルギーを利用した水素の製造・流通の例

～コラム～

エネルギー小売自由化で何が変わるの？

1) どんなもの？

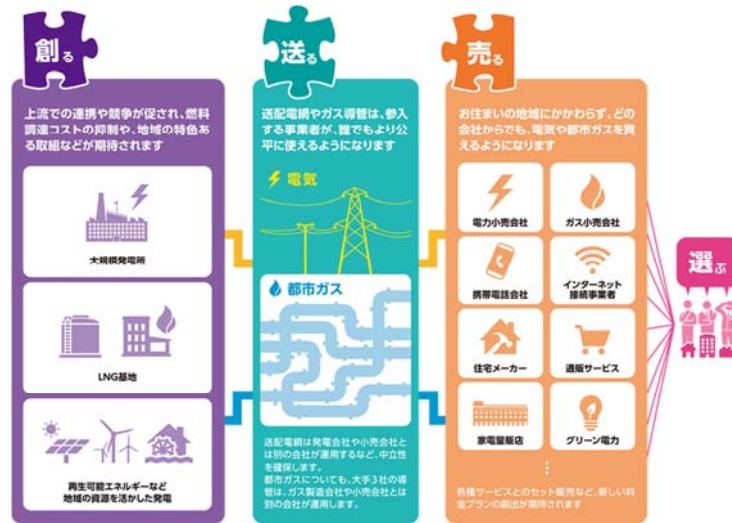
これまで家庭向けの電気は、各地域の電力会社（東京電力、関西電力等）から購入しており、電気をどの会社から買うかを選ぶことはできませんでした。

これが、平成28年（2016年）4月1日以降は、電気の小売業への参入が全面自由化されることにより、自分で電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになります。

2) どんな良いことがあるの？

ライフスタイルや価値観に合わせ、電気の売り手やサービスを自由に選べるようになります。また、電気の小売事業への参入者が増えることで競争が活性化し、様々な料金メニュー・サービスが登場することが期待されています。

環境の側面では、太陽光、風力、水力、地熱といった再生可能エネルギーから電気をつくり出している事業者から買うことも可能となります。

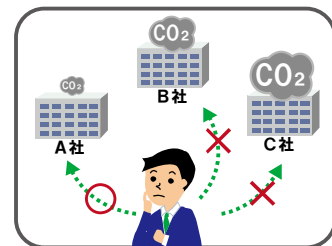


エネルギーシステム改革

出典) 資源エネルギー庁 HP

3) 市はどのような？

電気を自由に選べるようになることで、市内で発電された電気を購入することも可能となるため、環境にやさしいエネルギーを選んだり、地域における新たな産業の創出にもつながるなど、環境と経済の好循環による地域活性が期待されています。



エコの観点から電気を選択する例